

平成28年2月24日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成28年3月18日（金）午後1時開議

第1 議案の総括審議

第2 発議案第1号の上程説明並びに審議

第3 農業委員会委員の推薦について

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月18日（金）午後1時00分 開議

○議長（森川雅之君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（森川雅之君） ここで報告します。

まず、3月4日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に腰川日出夫君、副委員長にますだよしお君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（森川雅之君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案の総括審議

○議長（森川雅之君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 腰川日出夫君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 腰川日出夫君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（腰川日出夫君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月4日の本会議において付託されました議案第7号「平成28年度茂原市一般会計予算」について、3月8日及び9日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

本市の財政状況は、歳入においては、給与所得の伸びによる個人市民税、住宅の新規建設による固定資産税の増等があるものの、税率改正の影響による法人市民税の減が見込まれることから、依然厳しい状況にあります。

一方、歳出においては、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれるほか、地方創生の実現に向けた結婚、妊娠、出産、子育て支援の充実や雇用創出につながる茂原にいほる工業団地の整備、また、学校給食共同調理場や本納公民館・支所複合施設の建設に向けた諸費用、（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジの整備などの将来を見据えた基盤整備の対応が求められており、歳出の増加は避けられない状況にあります。

このことから、予算編成にあたっては、財政健全化を図りながら各事業の投資効果や緊急性を十分勘案し、総合戦略、第5次3か年実施計画及び行財政改革大綱第6次実施計画との整合性を図るとともに、歳入の確保に最大限に努力し、最小の経費で最大の効果を上げるべく、財政運営の基本理念に基づき、事業の選択と集中により限られた財源の効率的な配分に努めたとしております。

その結果、平成28年度予算は、歳入歳出の総額を296億3400万円とし、対前年度比15億4600万円、5.5%の増となっております。

本委員会では、平成28年度予算が非常に厳しい財政状況の中、第5次3か年実施計画及び行財政改革大綱第6次実施計画との整合性を基本とし編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「厳しい財政運営が想定されている中で、重点的に力を入れたものは何か」との質疑に対し、「財政健全化を図りつつ、茂原にいほる工業団地や茂原長柄スマートインターチェンジの整備など将来を見据えた基盤整備を推進し、今後も前向きな事業を市民目線で取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金に対する考えは」との質疑に対し、「財政調整基金の基金残高は約39億円で、県内市の平均、約45億円よりも低い状況にある。今後は、公共施設の更新事業等があることから、基金へ積むと同時に取り崩しながら対応していく」との答弁がありました。

次に、「自治体の長として、国に対して要望することは何か」との質疑に対し、「本地域が抱えている問題は、医療過疎で特に産科、小児科は危機的状況であり、このままでは人口増にもつながらないため、今後も継続して国へ要望していく」との答弁がありました。

次に、「予算構造について、投資的経費充当可能一般財源がマイナスとなっているが、どの

ように認識しているのか」との質疑に対し、「マイナスとのなった要因の1つは、国営両総の負担金約3億円の繰上償還によるものである。このことにより、当該借入金により見込まれる償還金利子約1億6000万円の負担軽減が図られ、将来の財政負担を鑑みると、今後の財政運営に影響を及ぼすものではないと考える」との答弁がありました。

次に、「予算編成にあたり、3か年実施計画とどのように整合を図ったのか」との質疑に対し、「3か年実施計画に沿って予算編成に取り組んでいるが、広域し尿処理施設や本納公民館・支所の複合施設の建設費など突発的な事案に対応する必要もある」との答弁がありました。

次に、「小中学校の統廃合について、市長の見解は」との質疑に対し、「以前にも小中学校の統廃合について試みたが、総論では賛成となるが、各論になると反対となる。このことから非常に難しい問題だが、公共施設の統廃合を含め避けることのできない課題のため、早期に方向性は出していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「女性職員が活躍するための環境づくりの考えは」との質疑に対し、「女性職員の管理職への登用については積極的に取り組んでいるが、希望しない職員もいることから、環境づくりに加え、意識改革にも取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「技術専門職の人材確保、人材育成についての市長の考え及び方針は」との質疑に対し、「技術専門職については、職員を募集しても応募が少ないことから、民間からの登用、任期付での専門家の採用を視野に入れ対応していく」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところでありますが、結果として、平成28年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員9名のうち、賛成する者8名、反対する者1名で、賛成者多数により原案のとおり可決することと決定をした次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 本予算に盛り込まれている主要施策を着実に実行しつつ、引き続き健全な財政運営に努められたい。
1. 当初予算の経常収支比率は依然として厳しい状況であることから、引き続き行財政改革を推進し、抜本的な財政構造の転換を図られたい。
1. 市民要望への対応や生活関連施設の整備等、市民生活に直結する事業の推進に努められたい。
1. 地方創生の実現に向けた事業の推進や女性職員が活躍できる環境整備に取り組まれたい。
1. 他市に先駆けた茂原市独自の施策を打ち出し、市民サービスの向上に努められたい。

1. 公共施設等の統廃合の進捗に努めるとともに、市民のための施策が一層進むよう努められたい。

1. 厳しい財政状況であることから財政調整基金の運用を図り、市民要望に応え、将来へのまちづくりを一步前に進める予算執行に努められたい。

1. 予算編成にあたっては、的確な手順を踏み、決算審査等の意見を踏まえ市民生活向上に資する事業の推進に努められたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「大企業への補助金、工業団地やスマートインターチェンジ整備への巨費の投入の割には、中小企業・農業関連予算は独自の政策に乏しく、若者定住策、生活困窮者支援等への予算配分に欠けているため、住民要望に十分応えたとは言い難いことから、本予算案に反対する」との意見がありました。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. ふるさと茂原まちづくり応援寄附は、クレジットカード決済導入の周知を図り、歳入の確保に努められたい。

1. 子ども医療費助成は所得制限の撤廃と高校3年生まで対象を拡充するよう検討されたい。

1. コミュニケーション支援事業では、手話通訳者の配置について、聴覚障がい者の利便性を考慮し、利用日及び利用時間の拡大に努められたい。

1. 不妊治療には多額の費用がかかり、途中で断念する方がいることから、治療費助成の拡大方策を講じられたい。

1. 産前産後サポート事業は、地方創生にも関わる重要事業であることから、周知の徹底、事業の活性化や予算の拡充を図られたい。

1. 農業が抱える後継者不足の解消に向け、青年就農者に対しては地域ぐるみでの総合的な支援対策を講じられたい。

1. スマートインターチェンジ関連事業については、早期に開通できるよう事業に取り組みられたい。

1. 交通安全対策事業は、交通事故を未然に防止することが重要であるため、予算を拡充し、早期に対策を講じられたい。

1. 奨学資金貸付は社会経済情勢の変化に鑑み、給付方式を検討されたい。

1. 本納公民館・本納支所複合施設の建設にあたっては、地元住民や利用者の要望を取り入れ

るよう努められたい。

1. 共同調理場の建設にあたっては、既存共同調理場の老朽化が著しいことから、早期完成に向け取り組まれない。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、総務委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○総務委員会委員長（初谷智津枝君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案17件について、3月4日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本案は、税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、茂原市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するものであり、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定いたしました。

次に、議案第1号「平成27年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9274万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億4553万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「財政調整基金に7億円積む理由は」との質疑に対し、「歳出については、民生費において利用見込み者数の減や、歳入においては、税収等が当初より多く見込まれることから財源が生まれたため財政調整基金へ積み立てする」との答弁がありました。

次に、「情報セキュリティ強化対策の内容は」との質疑に対し、「情報系をLGWAN・庁内情報システムとインターネット接続系に分割するとともに、基幹系のセキュリティ強化のため静脈認証器を設置する」との答弁がありました。

次に、「児童保育委託事業費の増額の理由は」との質疑に対し、「国の制度改正に伴い、各種加算金が増額となった」との答弁がありました。

次に、「郷土学習活動推進事業でデジタルアーカイブとは何か。また、何台のパソコンを購入するのか」との質疑に対し、「美術館の所蔵品資料等をデジタル化し、さらに学校図書のデ

一データベース化、将来ネットワークを図るものであり、各学校に1台ずつ、合計21台を購入する」との答弁がありました。

次に、「ふるさと茂原まちづくり応援基金の残高は」との質疑に対し、「今年度末で基金の全体額は253万1428円の見込みである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号「茂原市行政不服審査会条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、市の行政処分に係る審査請求に対する市の判定の適否を審査する機関として、諮問機関の設置が義務付けされたことから、新たに条例を制定しようとするものであり、審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「行政不服審査会の委員の構成はどうなっているのか」との質疑に対し、「弁護士、大学教授、人権擁護委員、調停委員で税理士、司法書士の有識者5名となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第16号「茂原市職員の退職管理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、職員の再就職等に関し、規制する規定が新たに設けられたことから、退職管理の適正な確保及び円滑な実施を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

審査の過程において、「今までに再就職はあったのか。また、規制する期間は2年でいいのか」との質疑に対し、「条例で規定されていなかったため、再就職の把握はしていない。期間は退職後2年となっているが、例外としてその契約に関わったものに関しては永久である」との答弁があり、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第17号「茂原市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市議会基本条例が制定されたことに伴い所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第18号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、公文書公開請求や個人情報開示請求等に係る審査請求について、審理員制度の適用を除外するなど関連する条例の改正を一括して改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第19号「茂原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、人事評価制度と退職管理制度が導入されたことに伴い、それぞれの状況の公表について追加し、改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「今までと評価の方法がどう変わったのか」との質疑に対し、「現在は能力面の評価をしているが、目標達成度の評価を加える」との答弁があり、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第20号「茂原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第20号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第21号「茂原市職員定数条例及び茂原市証人等に対する実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第21号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第22号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の勤勉手当支給率の改正に準じて、議会の議員の期末手当支給率を改正しようとするものであり、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第24号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の給与水準是正のための給与削減を行うことに鑑み、これに率先して特別職の給料月額を削減するほか、一般職職員における勤勉手当の改定に準じた期末手当の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「期末手当の支給率について、平成27年度と平成28年度で変更する理

由は何か」との質疑に対し、「一般職職員は新規採用者、中途退職者に有利、不利が発生するため県の人事委員会勧告に合わせる」との答弁があり、採決の結果、議案第24号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第25号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の給与水準是正のための給与削減を行うことに鑑み、これに率先して特別職の給料を削減するほか、一般職職員における勤勉手当の改定に準じた期末手当の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第25号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第26号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、千葉県人事委員会勧告に準拠した一般職職員給与改定及び特定任期付職員の給与改定、一般職職員の給与水準の適正化を図るため、給料月額削減、管理職手当の定額化並びに地方公務員法の一部改正に伴う変更を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「管理職手当について、率を定額制に変更することにより手当額の増減の人数は」との質疑に対し、「改正前と改正後の総額が同額であることから、増減の人数は同数程度と思われる」との答弁がありました。

次に、「国家公務員との給与水準の比較については」との質疑に対し、「国家公務員と比較する指標としては、ラスパイレス指数を無視することができない」との答弁がありました。

次に、「特定任期付職員の給与の決め方については」との質疑に対し、「資格、経験及び知識等により決定する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第26号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第27号「茂原市職員等旅費支給条例及び茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第27号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第28号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により、地方税における猶予制度が見直されたことに伴い、所

要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「猶予制度が見直されたとのことだが、個人が申請するのか」との質疑に対し、「換価の猶予は、生活困窮等の恐れがある場合等一定の要件に該当する場合、今まで職権で行っていたが、新たに納税者の申請による猶予制度が創設された」との答弁があり、採決の結果、議案第28号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第29号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、法律で定められている戸籍の無料証明について規定するとともに、既存住宅における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び行政不服審査制度の手続きに伴う書類等の写しの交付手数料について新たに定めようとするものであり、採決の結果、議案第29号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第36号「工事委託協定の変更について」申し上げます。

本案は、平成26年度茂原市公共下水道川中島終末処理場の建設工事委託に関する協定について、工事費が協定締結時より減となったため、協定金額を変更する協定を締結しようとするものであり、採決の結果、議案第36号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第37号「工事委託協定の変更について」申し上げます。

本案は、平成27年度茂原市公共下水道施設の建設工事委託に関する協定について、委託先である千葉県下水道公社が入札を実施した結果、工事費が協定締結時より減となったため協定金額を変更する協定を締結しようとするものであります。

審査の過程において、「委託事業者の選定理由は。また、委託の内容は」との質疑に対し、「それぞれの専門性を考慮している。また、委託内容は設計、工事の施工管理まで」との答弁があり、採決の結果、議案第37号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 腰川日出夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（腰川日出夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案8件について、3月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第5号「平成27年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ553万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6376万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「介護予防ケアマネジメント事業の内容は」との質疑に対し、「総合事業の開始に伴い、介護予防サービス給付費から移行した訪問型サービス及び通所型サービスに係るケアプラン作成委託料である」との答弁があり、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8528万円とするもので、対前年度比1億8734万円、2.9%の増とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「介護する家族の負担が増していると考えるが、支援方策は」との質疑に対し、「介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護教室の開催、徘徊感知システムの貸与及び介護用品の支給事業を実施している」との答弁がありました。

次に、「総合事業を前倒しで開始した理由は」との質疑に対し、「本市の実情に応じた効果的なサービスを展開するには、早期に現行サービスを総合事業へ移行することが有効と考えた。また、国、県負担金の財源確保においても有利と判断したことから、前倒しで開始した」との答弁がありました。

次に、「認知症高齢者見守り事業とは」との質疑に対し、「65歳以上の単身の方及び75歳以上の老老世帯の方に連絡票を送付し、記入していただくことにより、緊急時に早急に対応できるようにしている。また、認知症を正しく理解し地域で支えていくために、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、その受講者に茂原市ほっとみまもり隊として地域で見守る活動をしていただいている」との答弁がありました。

また、委員より、「政府は介護離職ゼロを掲げているが、介護現場は非常に苦しい。制度の充実には、現場の切実な声に耳を傾け、実情を理解する必要がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は賛成多数により可決することと決定をいたしました。

次に、議案第23号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「認知症初期集中支援チームとは」との質疑に対し、「認知症を早期診断、早期対応できる支援体制を構築するため、保健師、社会福祉士、認知症サポート医の3

名により構成されたチームである」との答弁があり、採決の結果、議案第23号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

次に、議案第30号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地元からの要望により児童遊園4カ所を廃止しようとするものであり、採決の結果、議案第30号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第31号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「国が基準に准看護師を加えた背景は」との質疑に対し、「保健師または看護師の確保が困難であることの地域の実情や女性の就労機会の拡大等を考慮したものと推察する」との答弁があり、採決の結果、議案第31号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第32号「茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、採決の結果、議案第32号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第33号「茂原市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、採決の結果、議案第33号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

次に、議案第34号「茂原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、採決の結果、議案第34号は全員異議なく可決することと決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案5件並びに諮問1件について、3月4日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第3号「平成27年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3079万6000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「財政調整基金の積立残額は幾らか。また、適正な基金積立額をどの程度と考えているのか」との質疑に対し、「本補正後の基金残額は1億9300万円余であるが、本基金は下水道施設の老朽化に伴う急な改修工事等に対応するため積み立てるものであり、4億円程度は必要と考える」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「平成28年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を16億5278万8000円とするもので、対前年度比7680万9000円、4.4%の減となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公営企業会計適用支援業務委託の内容は」との質疑に対し、「総務省の定める平成32年度を期限とした公営企業会計の導入に向け、平成28年度からの3か年で資産調査や会計システムの構築、職員研修などの業務を委託するものである」との答弁がありました。

次に、「東部台地区の面整備の終了予定は」との質疑に対し、「東部台地区の面整備は5か年計画で実施しており、平成29年度に終了する予定である」との答弁がありました。

次に、「一時借入金利子を予算計上する理由は」との質疑に対し、「一時借入金は予算内の支出にあたり、歳入と歳出の時期的なずれによって発生する一時的な現金の不足を補うために借り入れるものであり、これが必要となった場合に備え、利子分を予算計上するものである」との答弁がありました。

以上の審査計画を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「平成28年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を9099万1000円とするもので、対前年度比53万5000円、0.6%の減となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「駐車料金見直し後の利用状況は」との質疑に対し、「時間貸しの利用者は増加しているが、定期駐車券については年度替わりに購入されるケースが多いことから、現時点において利用者は増えていない」との答弁がありました。

次に、「土地の借上料は何年ごとに見直しを行っているのか」との質疑に対し、「土地借上料の見直しは2年ごとに行っており、現在、地権者と交渉中である」との答弁がありました。

また、委員より、「利用者を増やし、使用料の増収を図るため、駐車料金の改定について、さらなるPRに努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第38号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、県からの移管やスマートインターチェンジ事業等に伴う14路線を認定しようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第39号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、圏央道の整備による市道路線の認定替えに伴い、1路線を廃止しようとするものであり、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、諮問第1号「下水道使用料の徴収処分の異議申立てに関する諮問について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「決定書案のとおり異議申し立てを却下した場合、提訴される可能性はあるのか」との質疑に対し、「本件徴収処分に係る行政手続に法的瑕疵はなく、決定書案については弁護士と相談の上、作成している。申立人にも直接説明に何うことで御理解をいただけるものと考え」との答弁がありました。

次に、「世帯人数の更生について、申立人の主張のとおり、国勢調査のデータを利用し行政側でできないのか」との質疑に対し、「国勢調査のデータについては、法律で目的外使用が禁じられている」との答弁がありました。

また、委員より、「今後の行政の市民との向き合い方として、法律どおりの対応に固執するのではなく、井戸水併用世帯に対しては、検針時の伝票に算定基礎人数を明記することや、定

期的に世帯人数の確認の通知をするなど、より親切な対応を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、諮問第1号は全員異議なく決定書案を適当とすることに決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 次に、市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案9件について、3月4日の本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「財政調整基金の基金残高は」との質疑に対し、「基金残高は5億5000万円となっている」との答弁がありました。

次に、「長生病院への繰出金は、具体的に何を実施するためのものか」との質疑に対し、「国民健康保険直営の診療所等の運営に関して市に交付される県の特別調整交付金を繰り出すものであり、病院の運営に関すること全般に活用でき、使途の指定はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「平成27年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

審査の過程において、「一般職人件費の増額は、人事異動によるものか」との質疑に対し、「人事院勧告による給与改定及び勤勉手当の支給率改定によるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成27年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2229万2000円にしようするものであり、採決の結果、議案第6号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「退職者医療制度の対象人数と対象者に係る交付金の算定方法は」との質疑に対し、「退職者医療制度の対象者は、平成28年1月末で1100名であり、交付金は対象者の医療費から国保税分を控除したものが交付される」との答弁がありました。

次に、「保険給付費が急増している理由は」との質疑に対し、「今回の補正予算でも増額要求しているように、平成27年度の療養給付費や高額療養費が大きく伸びていること、また平成28年度からの診療報酬の改定を見込んだ額となっている」との答弁がありました。

次に、「特定健診の受診率と対象年齢は。また、近隣町村で平成28年度から対象年齢を35歳まで引き下げるようだが、本市の考えは」との質疑に対し、「平成26度の受診率は35.2%であり、40歳以上の被保険者が対象となっている。また、対象年齢の引き下げについては、現時点では考えていない。若年層の健康への関心が低いため、40歳年齢到達者への積極的な受診勧奨を行い、受診率向上に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「特定健診の国、市の目標受診率が実際の受診率と乖離している中、予防対策についての市の考えは」との質疑に対し、「特定健診の受診率の向上はもちろんのこと、重症化予防を目的とした特定保健指導の受診率を向上させることにより、予防対策に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第10号「平成28年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「農業集落排水事業使用料が減額となっている理由は」との質疑に対し、「接続戸数は増加しているものの、節水意識の向上及び器具の改良等により、世帯平均の使用量減を見込

んでいるためである」との答弁がありました。

次に、「事業で発生する汚泥は、どのように処分しているのか」との質疑に対し、「乾燥肥料にして毎月1回市民に無償配布している」との答弁がありました。

次に、「東郷第一地区の接続余力はどの程度あるのか」との質疑に対し、「東郷第一地区の計画戸数は1700個であり、そのうち既接続戸数が1410戸となっているので、290戸の接続が可能である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療の被保険者数は」との質疑に対し、「平成28年1月末で1万2085人、平成28年度の予算では1万2842人を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「被保険者数のうち、軽減対象者数は」との質疑に対し、「軽減対象者は全体で7400人余であり、そのうち7割軽減が4800人余、5割軽減が1500人余、2割軽減が900人余である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「要綱を条例化したことにより強化された点は」との質疑に対し、「条例化により消費生活センターの体制を確立させたものであり、相談体制に変化はない。また、組織の中で行政機構を改正し、室と同じ扱いになったものである」との答弁がありました。

次に、「消費生活相談員の資格とはどういうものか」との質疑に対し、「消費者安全法に規定されているもので、現在は、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を持つものが相談員の業務に従事できるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第35号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「住工混在地域にある工場の数と面積は」との質疑に対し、「工場数はおおむね30社で、その面積は合計約1万2000平米である」との答弁がありました。

次に、「転出した後の既存工場はどうするのか」との質疑に対し、「既存工場の敷地は自費で更地にすることが融資の条件となっている」との答弁がありました。

次に、「他市でも同様の制度があるのか。また、その利用実績は」との質疑に対し、「県内では、野田市、柏市、浦安市で同様の制度があるが、利用実績はないとのことである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第35号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第40号「権利の放棄について」申し上げます。

審査の過程において、「会社が休眠状態となったのは10年以上前だが、なぜこの時期での対応となったのか」との質疑に対し、「平成13年ごろから会社が休眠状態となっていたが、平成27年中に見なし解散の登記がなされたことを、このほど確認したためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第40号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（森川雅之君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時01分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時10分 開議

○議長（森川雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありましたので、これを許します。飯尾 暁議員。

(1番 飯尾 暁君登壇)

○1番(飯尾 暁君) 日本共産党の飯尾 暁でございます。日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第7号「平成28年度茂原市一般会計予算」、議案第8号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第12号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第13号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第19号「茂原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第26号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上を反対し、その理由を述べてまいります。

最初に、議案第7号「茂原市一般会計予算」についてでございます。

政府が掲げる新アベノミクスは、旧アベノミクスの失敗をさらに助長させるものですが、その内容は、消費税増税と法人税引き下げ、TPPによる経済的混乱、子供世帯の貧困率は6人1人、介護報酬の引き下げや介護利用料の引き上げなど、一部の現象を取り上げても貧困と格差の助長、地域を疲弊させるものです。特にTPP推進などは米国、多国籍企業の利益を代弁し、地域経済の根底からの破壊を招くものであります。新自由主義的な国策を受け、大企業優遇、開発優先、住民サービス切り捨ての政治を行うのか、その悪政から市民の暮らしをどう守るのが自治体施策に問われる中で、本市予算の方向性は国の悪政の延長線上から脱し得ない内容です。端的に言えば、体力のある大企業への補助金支給、工業団地や不要不急の道路開発への巨費の投入の割には、中小企業、農業予算では独自の政策に乏しく、自主財源投入の中小企業者等振興総合支援事業、企業創業支援事業の開始があるものの予算規模は小さく、耕作放棄地の解消や担い手支援策も独自性に乏しいことは今回の審議でも明らかになったところです。

一方、住民要求による一部保育所での保育時間の延長、民設学童クラブを利用する多子世帯や低所得者への利用料補助、ひとり親家庭の経済的自立のための資格取得促進に向けた高等職業訓練補足給付金の創設での子育て支援など、評価できる施策も実現されています。

しかし、生活保護世帯の増加に伴う民生費の増大が示すように、目前で困窮する市民が増加しているのが現状です。巨額の財政調整基金の繰り入れがありますが、その使途の方向性も先に述べた工業団地や道路開発への巨額の投入に向けたものが主なものです。基金の積み立てが

可能なら、国保財政の繰り入れや生活困窮者や若者定住策としての市営住宅の活用による支援、思い切った価格・所得補償での農業生産者支援、中小業者の雇用維持増大、住宅リフォーム助成事業などの支援が必要です。国の悪政による市民生活の困窮に対し、その懐を温める立場に立てない本予算には反対するものであります。

次に、議案第8号「茂原市国民健康保険事業予算」について述べます。

国民健康保険制度の加入者は、自営業や農業者などが減り続ける一方で、年金受給者や非正規雇用労働者、無職の人が増え、構造的な問題が依然解決されておらず、低収入の加入者に高い国保税が課せられ、滞納問題が解消されないままです。低所得の世帯に対する軽減措置が少しずつ行われてきていますが、本市では何らかの軽減措置を受けている世帯と所得未申告の世帯が合計で9400世帯余りです。茂原市の国保世帯が1万6352世帯ですから、その6割近い世帯が支援を要し、国保税をおさめた結果、生活保護世帯並みの収入になってしまう世帯が存在する現実を市当局はどう受けとめているのでしょうか。

全国知事会の強い要求で、国保もせめて協会けんぽ並みの負担にと、平成27年度から低所得者に対する支援が国全体で1700億円投入されていますが、目標の1兆円には遠く及ばず、それが実現するまでもなく、その支援金で市独自の法定外繰り入れによる財政支援を行うべきです。いまや法定外繰り入れを行う自治体は、県内54自治体中半数の27自治体となり、こういった分野でも本市は市民生活を守る立場としての役割を果たし得ないままです。また、国保法第44条に基づく窓口負担軽減策は、利用可能な制度への改善が必要であり、加入者の負担軽減、収納率の増加のためには、徴税強化ばかりではなく思い切った財政投入を行い、国庫負担の引き上げを国に対して求めることを提案し、本事業予算には反対いたします。

次に、議案第12号「介護保険事業費予算」について述べます。

2015年度から開始された第6期介護保険事業計画は、介護保険制度始まって以来の大改悪が目白押しです。介護保険料の引き上げをはじめ、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定する軽度者締め出し、これまで一律1割の利用者負担を合計所得160万円、年金収入280万円以上は2割負担に引き上げ、低所得の施設利用者の食費、部屋代補助等の補足給付の削減が施行され、さらに2017年度に実施するとされていた要支援1、2への訪問介護と通所介護を介護保険給付の対象から外し、市町村事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ前倒しでの実施があります。この総合事業は、要支援者のサービスで最も利用者の多い2つのサービスを全国一律の基準、価格の保険給付から市町村ごとの総合事業に移行させることで軽度者を保険外しの第一歩とし、サービスの提供主体を現行の介護保険事業者から住民ボランティア、無資格者に

よるサービスなど、多様なサービスに置きかえていくことでコストの大幅な削減を図り、さらに、生活支援や介護予防などの担い手を介護保険サービスから住民主体の互助サービスに置きかえることによって公的介護保険の範囲を大きく縮小し、自助、互助へと転換していくことが狙いです。これでは高い介護保険料を払うかわりに、公的介護保険制度で十分な介護が受けられるこの介護保険制度そのものが崩壊へと突き進んでいると言わざるを得ません。まさに保険あって介護なしです。こうした方向への介護保険事業には断じて賛同できません。依然として家族の介護負担が重くのしかかり、介護退職も多く、介護心中、介護殺人など、悲しい事件も後を絶ちません。行き場のない介護難民や介護漂流という事態も起こっています。高齢者も家族も安心して暮らせる介護保険制度の転換こそが必要であり、そのためには国庫負担割合の引き上げが当然必要です。本市においては、現行の介護サービスを低下させず、基盤整備の充実と保険料の減免制度の拡充や利用料の軽減制度の創設が求められます。以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第13号「後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

医療を年齢で差別するこの制度は、高齢者の尊厳を根底から損なうものです。高い保険料は負担能力を超えつつあります。本市でも、平成27年6月時点で普通徴収の方2333人のうち166人が保険料を滞納、45人が資格証明書の発行を受けています。この方々が十分な医療を受けられない状況にあることは、容易に想像がつきます。必要な医療が受けられない事態につながりかねない、高齢者の健康と命に関わる問題です。

政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているとして存続に固執していますが、高齢者いじめの定着にほかなりません。現に滞納問題があり、受診抑制も起きている差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。高齢者いじめの医療制度は、その他の世代の未来も危うくします。負担を高齢者に押し付けるのではなく、国が責任を果たし社会保障としての医療制度へ転換することを求めて、反対討論いたします。

次に、議案第19号「茂原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」について述べます。

この条例改正は、人事評価制度の導入により制度そのものの検証や見直しを行った後、人事配置や昇給、勤勉手当の参考にするというものです。これにより、職場のコミュニケーションの円滑化とおのおのの職員の能力向上、公務全体の効率的運用が図られ、職場の共通認識、良好な人間関係の醸成に資するとのことですが、それらは一面的なメリットに過ぎません。人が人を管理することの難しさに加え、成果主義的な運用を許した場合のデメリットは計り知れず、

またその可能性は高く、多くの問題を含んでおります。民間企業でも成果主義に基づく賃金体系の見直しを求める意見が相次いでおり、5段階評価で、できた、できないなどとランク分けされる職場では上司の顔色ばかり伺うことになり、公務員の目が住民に向かなくなる可能性があります。また、人事評価制度の相対評価を導入した大阪府では、1000人以上の職員が下位ランクに落ち、職員への調査では、評価者の74.7%、被評価者の70.4%が資質、能力、執務意欲の向上につながるとは思わないと答えており、職員の意欲低下につながりかねないものです。みずからの成果を上げるために、部下に目標を求めることも起きているなど、パワハラを助長することになっている例もあります。

2011年の富士通総研経済研究所のレポート、成果主義と社員の健康は、成果主義の導入とうつ病など、精神疾患による長期休業者の増加との関係を指摘しています。国家公務員の長期病休者のうち、20代の8割、30代の7割超が精神疾患という結果が示すように、成果主義の弊害は証明済みです。人事評価制度は住民に寄り添い問題を解決していく本来の地方自治体のあり方をゆがめるもので、生活保護行政や徴税業務などでは、権利侵害や福祉切り捨てを一層深刻な事態にするものであります。上から一律に押し付けるやり方でなく、自治体の自主性を尊重するべきで、この点で職員の相互的な信頼を損なうような目標管理を伴う評価は行うべきではありません。行財政改革を前面に掲げ、評価を数値化してそれらを賃金に反映させることは公務員にはなじまないものであり、この条例改正に反対するものであります。

次に、議案第26号「茂原市職員の給与に関する条例の一部改正」についてであります。

今回の改正案の1つには、国や県の人事院勧告に基づく給与の改定、2つ目には、管理職手当の定額化、3つ目に、級別基準職務表を条例に規定するなどの改正がありますが、これらに関しては反対するものではありません。一般職員の給与削減に対してのみ、反対の立場で述べさせていただきます。

この市独自の削減措置は、平成26年度から引き続き行っているもので、本市の職員給与を国家公務員と同様の給与水準にしようというものであります。その内容は、管理職員では2%、一般職員は1%の削減、その影響額は総額で4700万円余の削減額となります。こうした職員の給与削減は財政健全化計画が始まって以来11年目になり、職員のモチベーションへの影響、家族の生活にとどまらず地域経済にも大きな打撃を与え、さらには市税の税収減へとつながることになり、賛同はできません。以上のことから、本案には反対するものであります。

以上を申し述べまして、反対討論といたします。

○議長（森川雅之君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号は承認されました。

次に、議案第7号「平成28年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「茂原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第6号、第9号から第11号、第14号から第18号、第20号から第25号、第27号から第40号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第6号、第9号から第11号、第14号から第18号、第20号から第25号、第27号から第40号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号「下水道使用料の徴収処分の異議申立てに関する諮問について」は、委員長報告のとおり決定書案を適当とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、諮問第1号は決定書案を適当とすることと決しました。

ここで報告します。

本日、中山和夫議員から今定例会に提出するため発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（森川雅之君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を上程します。

発議案第1号について、提出者中山和夫君から提案理由の説明を求めます。中山和夫議員。

(11番 中山和夫君登壇)

○11番(中山和夫君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、女性議員の出産を理由とする本会議及び委員会の欠席に関する規程を整備するものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(森川雅之君) 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

農業委員会委員の推薦について

○議長（森川雅之君） 次に、議事日程第3「農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本件は、議会推薦の農業委員会委員に欠員が生じたことに伴い、新たに推薦するものであります。

お諮りします。推薦の方法については、被推薦人の候補者を議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。したがって、議長から候補者を指名することと決定しました。

（被指名人の議員退席）

○議長（森川雅之君） それでは、指名します。茂原市栗生野2949番地1 三橋弘明君を指名します。

続いてお諮りします。ただいま指名しました三橋弘明君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。したがって、三橋弘明君を農業委員会委員に推薦することと決定しました。

（被指名人の議員着席）

○議長（森川雅之君） 以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森川雅之君） 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案の総括審議
2. 発議案第1号の上程説明並びに審議
3. 農業委員会委員の推薦について

○出席議員

議長 森川雅之君

副議長 金坂道人君

1番	飯尾 暁君	2番	小久保 ともこ君
3番	田畑 毅君	4番	山田 広宣君
5番	平 ゆき子君	7番	佐藤 栄作君
8番	前田 正志君	11番	中山 和夫君
12番	山田 きよし君	13番	細谷 菜穂子君
15番	鈴木 敏文君	16番	ますだ よしお君
17番	腰川 日出夫君	19番	深山 和夫君
20番	三橋 弘明君	21番	初谷 智津枝君
22番	竹本 正明君	23番	常泉 健一君
24番	市原 健二君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	永長徹君
教育長	内田達也君	総務部長	豊田正斗君
企画財政部長	岡澤与志隆君	市民部長	相澤佐君
福祉部長	鈴木健一君	経済環境部長	西ヶ谷正士君
都市建設部長	佐久間静夫君	教育部長	野島宏君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	三橋勝美君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村光一君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	酒井宗一君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	片岡修君
福祉部次長 (子育て支援課長事務取扱)	鶴岡一宏君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	木島明良君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	石和田久幸君	都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	正林正任君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	藤乗裕喜君	職員課長	鈴木祐一君
財政課長	山田隆二君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	十枝秀文
主幹	河野宏昭
庶務係長	田中秀一

○議長（森川雅之君） これをもちまして、平成28年茂原市議会第1回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後4時37分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年5月16日

茂原市議会議長 森 川 雅 之

茂原市議会副議長 金 坂 道 人

茂原市議会議員 三 橋 弘 明

茂原市議会議員 初 谷 智 津 枝